



各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 株式会社 ナガホリ

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太 (コード番号 8139 東証スタンダード) 問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文 (TEL. 03-3832-8266)

当社に関する一部報道について

本日、株式会社新潮社(以下「新潮社」といいます。)より発売された週刊新潮の 2023 年 10 月 5 日号(以下「本号」といいます。)において、当社株式の売買に係る記事(以下「本件記事」といいます。)が掲載されております。

そもそも、本件記事は、当社が商標を保有する「スイートテン・ダイヤモンド」を引き合いに出して、「『スイートテン』とはいかない"ブラッド・ダイヤモンド" 血の攻防」と題していますが、「ブラッド・ダイヤモンド」とは、米国アカデミー賞も受賞した映画の題名(原題及び邦題)ともなった、アフリカで内戦が生じている地域等において紛争当事者の紛争継続の資金源となっている、採掘過程にも人道上の問題を多く有するダイヤモンドを、そのように称したものです。この「ブラッド・ダイヤモンド」は、「紛争ダイヤモンド」とも呼ばれ、その取引が国際的にも非常に問題視されており、その取引を行ったとされる者は、いわゆる「キンバリー・プロセス」によって、世界ダイヤモンド取引所連盟のダイヤモンド取引所から締め出されるものであり、あたかも当社が「ブラッド・ダイヤモンド」と関係があるかのように匂わせ、それに「血の」攻防などといった、さらに流血を想起させる表現を添えること自体が、当社ブランドひいては当社企業価値に重大な悪影響を及ぼすものです。

当社は、当然のことながら、コンプライアンスの遵守及びブランド価値の維持の観点から、このような紛争ダイヤモンドの取引に、一切関与しておりません。したがって、当社製品も、紛争ダイヤモンドとは無関係なものです。この点に関しては、本件記事でも、このような紛争ダイヤモンドの取引に関する記載は一切ありません。

にも拘らず、週刊新潮が上記のような題名を冠する記事を掲載したことは、当該記事執筆者ひいては新潮社が、悪意を以て徒に当社に対して誹謗中傷を行ったと断じざるを得ず、当社のブランド価値ひいては当社企業価値にも重大な悪影響を及ぼすものであると考えており、今後、新潮社に対して厳重な抗議を行うとともに、必要な措置を講じて参る所存でございます。

株主の皆様、お取引先の皆様及び当社製品をお買い求め頂いておりますお客様におかれまして は、このような悪質な記事により、多大なご心配をおかけしておりますが、何卒、当社の開示情報 を含めて、適切に情報を収集していただいた上で、ご判断をいただきますようお願い申し上げます。

また、本件記事には、当社の大株主らが保有していた当社株式を売却するにあたって、当社の取引先らが買い手となったことについて、当社からの依頼を受けた、りそな銀行の主導のもとに行われたものであり、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)で禁じられている相場操縦行為に該当する馴合売買の疑いがある、さらに、それらがウルフパック戦術の疑いもあると、リ・ジェネレーション株式会社(以下「リ・ジェネレーション」といいます。)が主張している旨の記載がございました。しかしながら、本件記事に続けて当社のコメントとして記載されているとおり、馴合売買、ウルフパック戦術ともに全く事実無根の主張であるうえ、以下のとおり、事実関係についても重大な誤認が含まれています。この点に関しても、当社は、事前の週刊新潮編集部による取材に対して、詳細な指摘をしつつ書面や口頭による説明により真摯に回答を行っていたにも拘らず、「M&Aアナリスト」と称する人物による解説という体裁の下に、事実無根・事実誤認の主張を掲載したものです。このため、仮に他者の発言の引用であるとしても、週刊新潮は、その責任を免れ得ないものと考えており、この点に関しても、今後、新潮社に対して厳重な抗議を行うとともに、必要な措置を講じて参る所存でございます。

本件記事に記載された当社株式の売買について、当社が記事中で名指しされている関係者からの聞き取り等を通して認識している事実関係は、以下のとおりです。

すなわち、当社は、当社の大株主数社(以下「本件株主ら」といいます。)から、それぞれ別個に、政策保有株式の削減の観点等から、2023年3月期中に、その保有に係る当社株式を売却したいとの意向を示されたことを受けて、本件株主らが市場において大量の当社株式を売却した場合には、実際の需給とは無関係な当社株価の急落を招きかねず、当社の株主の皆様共同の利益を害することに繋がりかねない一方で、かねてから当社との間で業務面での連携強化を図るべく、資本面でも関係を持ちたいとの意向を示していたお取引先様が複数社存在したことから、本件株主らに対して、それらのお取引先様らの取引証券会社を紹介し、最終的に、本件記事が指摘する当社株式の売買が本件株主らとそれらお取引先様らとの間で成立したものです(以下、当該売買を「本件取引」といい、本件取引において買い手となった取引先らを「本件取引先ら」といいます。)。

このような当社が行った紹介と同種の紹介は、政策保有株式の削減の動きの中で、実務的に、 他の上場企業においても広く行われているものと認識しております。

なお、本件記事においては、本件株主らが当社株式を売却したタイミングで「9社」が当社株式を買い付けたと記載されていますが、本件取引は立会外市場取引である ToSTNeT-1 を通じて行われており、これに参加した本件取引先らは「8社」であると認識しております。また、本件記事においては、当社のメインバンクであるりそな銀行が本件取引を主導したとの記載がございますが、当社の認識するところでは、りそな銀行が本件取引を主導した事実はございません。 そもそも、本件株主らはりそな銀行と同一の金融グループに属しておりませんし、本件取引先らのうち、

<u>りそな銀行がいわゆるメインバンクとなっている会社はなく、その大部分はそもそもりそな銀行と取引関係すらないと聞き及んでいます。これらの事実からも、りそな銀行が本件取引を主導し</u>たとの本件記事の記載が事実誤認であることは明らかです。

また、本件記事において、リ・ジェネレーションが、本件取引が該当する疑いがあると主張しているとされている「馴合売買」(金商法 159 条 1 項 4 号・5 号)とは、一般に、複数の者があらかじめ通謀の上、取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等の目的で、同一の有価証券等について、同時期に同価格で買付け及び売付けをして、他の投資者には正常な取引と区別することができない記録上の取引を作り出すことをいうものとされています。しかしながら、本件取引は、上記のとおり、本件株主らから本件取引先らに対して当社株式の所有権を現実に移転させたものであって、客観的に見て、「取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等の目的」があるはずもなく、「正常な取引と区別することができない記録上の取引を作り出す」ために行われたものでもないため、馴合売買に該当するはずもないことが明らかです。

さらに、本件記事では、本件取引先らが、本件株主が当社株式を売却したタイミングを見計ら って買い注文を出した旨の記載がありますが、上記のとおり、本件取引は、立会外市場取引であ る ToSTNeT-1 を通じて行われたものであり、ToSTNeT-1 では、立会内市場で行われる取引と異 なり、立会時間外(午前8時20分から午前9時まで、午前11時から午後0時30分まで、午後 3 時から午後4時30分まで)に、取引の一方当事者の取引参加者(証券会社)が他方当事者の取 引参加者(証券会社)・銘柄・数量・決済日等を指定し、呼値が合致すると同時に約定となりま **す(日本取引所グループ HP)**。そのため、本件記事にいう「タイミングを見計らって」との表現 は著しく誤解を招くものであって、当社としては、本件取引先らは、単に、立会時間外に、自らの 取引証券会社と本件株主らの取引証券会社との合意に従って、立会内市場での前日終値を基準と した価格で本件取引を成立させただけであると理解しております。**本件記事は、本件取引に際し** て、あたかも、立会内市場で不適切な取引が行われたかのような表現振りを用いていますが、以 上のとおり、本件取引は、立会内市場での出来高や株価に直接的な影響を一切与えない立会外市 場で、制度に則って行われた実需に基づく取引であり、馴合売買に当たる余地がないことはもち ろん、金商法その他の法令に違反するものではないことは明らかです(本件取引が馴合い売買に 当たるのであれば ToSTNeT-1 取引は全て馴合売買ということになってしまいます。)。以上の とおり、本件記事に記載されている、本件取引が馴合売買に該当する疑いがあるとするリ・ジェ ネレーションの主張は、全く根拠のないもので、誤った事実認識に基づく的外れなものであり、 いわれなく本件株主ら及び本件取引先ら並びに当社を誹謗中傷するものです。

これに加えて、本件記事に記載されている、本件取引がウルフパック戦術に該当する疑いがあるとのリ・ジェネレーションの主張については、これまでも、実際に、リ・ジェネレーションが当社に対して主張してきたのと同一の内容です。 そもそも「ウルフパック戦術」とは、「複数の投資家がひそかに協調して株式を買い集め、時機をみて一気に経営権奪取を図る動き」(2023 年 4 月 10 日付け日本経済新聞)であって、「ひそかに」行われる点や「経営権の奪取を図る」(ないし対象会社に要求を突き付けて実現させる)点に特徴があるところ、本件ではそのような要素は

全くありません。さらにいえば、本年3月16日開催の当社の臨時株主総会終了後、本年3月31日付けでリ・ジェネレーションが当社に対して株主提案権を行使する前に当社株式を取得した本件取引先らに、議決権の共同行使その他について合意があるはずもなく、そもそも、本件記事中で「振り替えられた」とされている本件株主らが売却した株式数(48万600株)も議決権割合にして3.13%に過ぎず、たとえそれを共同して取得した場合であっても、取得者に金商法上の大量保有報告書の提出義務が生じる数量には遠く及びませんので、大量報告書提出義務違反の問題が生じる余地も皆無です。

以上のとおり、<u>リ・ジェネレーションによる、①本件取引が馴合売買に該当する疑いがあるとする主張、②本件取引がウルフパック</u>戦術に該当する疑いがあるとの主張、③当社がりそな銀行に「援護射撃」を求め、りそな銀行主導の下に本件取引が行われたとの主張は、いずれも事実無根であって、いわれなく、本件株主ら、本件取引先ら、りそな銀行及び当社を誹謗中傷し、その信用を毀損するものであり、特に①については、当社の関与の下、本件株主らと本件取引先らが金商法違反の行為に手を染めた疑いがあるとする極めて悪質な風説であって、極めて遺憾です。

加えて、当社は、本件記事は、リ・ジェネレーションの代表取締役である尾端友成氏から週刊新潮編集部へ働きかけて作成されたものであるとの情報にも接しており、正体不明の「M&Aアナリスト」による伝聞・解説という体裁をとってはいるものの、当社としては、本件記事は、実質的には、リ・ジェネレーションが、週刊新潮を利用して、本件取引が馴合売買に該当する疑いがある、本件取引先らがウルフパック戦術を用いている疑いがあるといった合理的な根拠の全くない風説や、当社の依頼を受けてりそな銀行が本件取引を主導した等、虚偽の事実を不特定多数の読者に拡散するものではないかとの強い疑いを抱かざるを得ません。

以上に照らすと、本件記事は、リ・ジェネレーションないしはその関係者が、事実無根であって、合理的根拠のないリ・ジェネレーションの主張(①本件取引が馴合売買に該当する疑いがあるとする主張、②本件取引がウルフパック戦術に該当する疑いがあるとの主張、③当社がりそな銀行に「援護射撃」を求め、りそな銀行主導の下に本件取引が行われたとの主張)を拡散させるために、週刊新潮に働き掛けて掲載されたものではないかと合理的に疑わざるを得ず、また、その内容が、見出しを含め全体として当社の信用や当社ブランドを毀損するものであることに鑑みると、特にリ・ジェネレーションないしはその関係者については、当社の株価を下落させる意図等を以てかかる行為に及んでいるのではないかとの疑いを完全には払拭することができないことから、当社は、金商法 158 条が禁止する有価証券取引等のための風説の流布に該当する可能性があるとして、本日、証券取引等監視委員会に情報提供を行いましたので、ここにご報告申し上げます。

株主の皆様におかれましては、不確かな情報等によることなく、当社の開示情報を含めて、適切に情報を収集していただいた上でご判断をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以 上